

別紙

諮問第 1 1 9 1 号

答 申

1 審査会の結論

「平成28年春の叙勲候補者及び事前協議者について」外1件を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表 1 に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成 30 年 4 月 17 日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張は、以下のとおりである。

ア 審査請求書における主張

「非開示部分を開示する。」との裁決を求める。審査請求に係る決定は、以下により不当・違法である。

(ア) 国民は「国の最高法規」である日本国憲法（昭和 22 年施行。以下「憲法」という。）を最大限に尊重しなければならない。

知事は、「開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由」として、「東京都情報公開条例第 7 条第 2 号、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。」及び「条例第 7 条第 6 号、公にすることにより、栄典事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。」とされている。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「情

報公開法」という。)と条例は同じ内容を規定している。

この情報公開法は、「国民主権の理念にのっとり、国民に説明する責任が全うされるよう、行政に係る情報は原則開示及び不開示情報の範囲はできる限り限定したものとす基本的な考えに立っている。」のである。

なお、情報公開法と行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）は整合性を保持している。その 14 条 7 号（事務又は事業に関する情報）の「当該事務又は事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は、「当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。本規定は行政機関の長の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で、『適正な遂行』と言えるものであることが求められる。」のである。

以上のことを踏まえて、本件を検証すると、審査請求に係る決定は、以下のとおり不当・違法である。

- a 憲法 7 条に、「天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。七 栄典を授与すること」と規定されている。この国事行為である春秋の叙勲の推薦に当たっての栄典を授与する事務において、推薦基準等の一部でも非開示とすることは、秘密裏に事を進めることである。天皇陛下が璽をおさせ行われる「栄典の授与」である。この慶事を秘密裏に進めることは許されるものではなく、不当である。
- b 国民は、プライバシーの保護を含め個人として尊重される（憲法 13 条）ことは言うまでもない。また、国民には、積極的な情報請求権として「知る権利」も保障に含まれると解されている（憲法 21 条）。このことから非開示とすることは、崇高な憲法に反しており、不当である。
- c 条例 7 条 2 号を検証すると、「情報公開法第 5 条第 1 号ただし書イ（公領域情報）

は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を不開示情報除外事由として定めているところ、これは、個人識別情報であっても、一般に公にされている情報については、これを開示したところで個人のプライバシー等の利益が侵害されるおそれがないから、あえて不開示情報として保護する必要がないという趣旨のものである。」と解されている。

判例では、情報公開法5条1号ただし書イ（公領域情報）について、「情報公開法は、何人に対しても行政文書の開示請求権を認めていること（同法3条）、及び、同法が不開示情報を定めるに当たって開示請求者の属人的な性質に着目していないことに照らせば、個人識別情報が公領域情報に当たるといえるためには、何人に対しても当該情報を等しく公開するような法令の規定又は事実上の慣習が存在する場合、又は、同種の情報についてかかる法令の規定若しくは事実上の慣習が存在し、当該情報についてこれと異なる取扱いをすることに合理性がない場合に該当することが必要であると解するのが相当である。」との判示がある。

これを本件に当てはめると、個人識別情報であっても、一般に公にされている情報については、これを開示したところで個人のプライバシー等の利益が侵害されるおそれがないから、あえて非開示情報として保護する必要はない。

更に、叙勲の推薦に係る公文書である。形式的には個人識別情報と言えても、個人としての私的領域における私的な権利、正当な権利が害されるおそれがある内容が含まれているとは考えられないことから、個人に関する情報として非開示にすべき理由も必要もない。

以上から、非開示は不当・違法である。

- d 条例7条6号を検証すると、「情報公開法第5条第6号（行政執行情報）は、不開示情報の範囲を定めているが、情報公開請求を受けて、不開示とするとき、その情報が法律に定める不開示情報に当たるとの立証責任は行政機関の側にあるのである。なお、不開示情報の範囲について、『～のおそれ』という記述については、『おそれ』は、抽象的一般的な『おそれ』ではなく、具体的現実的な立証をしなければならない。」のである。

また、「不開示情報の該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった

都度判断しなければならない。このような変化は、『おそれ』の要件となっている不開示情報の場合に顕著であると考えられる。ある時点において不開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に不開示情報に該当するわけではない。個々の開示請求における不開示情報の該当性の判断の時点は、開示決定の時点である。」とされている。

平成 28 年春の叙勲であり、事務事業の完結した公文書である。将来にわたり継続していくこの栄典事務の適正な遂行は、秘密裏に事を進めるのではなく、行政間では連携と信頼関係を構築し、全てをオープンにして、公平・公正・適正に公務として公務員が遂行するものであり、こうしてこそ国民の信頼が得られる。このことは情報公開法の目的とするところであり、時代の趨勢である。

以上から、非開示は不当・違法である。

本審査請求に係る決定は、行政機関の「恣意的判断」によるものであり、「適正な遂行」と言えるものではない。不当・違法である。

(イ) 知事の平成 30 年 4 月 17 日付け一部開示決定は、「情報公開法の理念・原則開示及び不開示情報の範囲はできる限り限定」及び、「第 6 条（部分公開）、開示請求対象の情報の中に非開示とすべき部分が含まれていても、その部分を容易に取り除くことができる場合は、その他の情報を開示することを義務づけている。」を理解しようともされていない。

#### イ 意見書における主張

審査請求人は審査請求の理由において、知事の決定は、憲法に対して上記ア（ア） a 及び b のとおり不当であると主張したところである。これらの主張に対して、理由説明書及び弁明書においても何の意見・弁明・反論もない。

審査会におかれては、司法の場ではないが、反論等のないことを踏まえ、審査請求人の「不当である。」との主張を是非とも取り入れて頂きたい。栄典を授与する事務において、大手を振っての「不当」をまかり通らせてはならない。

栄典を授与する事務及び事業の大本の根拠は憲法であり、長年にわたり国民に愛され親しまれてきた国の慶事である叙勲への思いを輝かせるべきである。

事務や法令解釈に精通の多くの行政職員を擁される知事である。上記の憲法に係る指

摘に対しての弁明（反論）には、個別法等にて根拠を示し、証明責任を果たされるようお願いするものである。

なお、個々個別の意見（反論）については、審査請求書及び弁明書に対する反論書のとおりである。審査会の皆様方には、慎重なるご審議の上、適宜適切なる答申をお願いする。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

#### (1) 本件処分に係る事業内容及び制度について

叙勲は、国家又は公共に対して功労のあった者を顕彰する制度である。本件処分に係る春秋叙勲は、「生存者叙勲の開始について」（昭和 38 年 7 月 12 日閣議決定）に基づく生存者に対する叙勲として、昭和 39 年 4 月 29 日に各界の功労者に対して、その第 1 回が発令されたことに始まり、以来、毎年春は 4 月 29 日、秋は 11 月 3 日の 2 回発令されている。

春秋叙勲候補者の選考は、「勲章及び文化勲章各受章者の選考手続について」（昭和 53 年 6 月 20 日閣議了解）により実施されている。また、本閣議了解に基づき、「春秋叙勲候補者推薦要綱」（平成 15 年 5 月 16 日内閣総理大臣決定。以下「要綱」という。）が定められている。

要綱によれば、春秋叙勲は、毎回概ね 4,000 名の受章者を予定しており、「国家又は公共に対する功労のある者を選考し」、内閣総理大臣に推薦するものとされている。都道府県知事は、要綱に基づき、多くの候補者の中から功績内容を精査し、各都道府県における具体的な候補者を選考の上、各省各庁の長を通じて、内閣総理大臣に推薦している。そして、推薦を受けた内閣総理大臣（内閣府賞勲局）において、最終的な候補者の受章の可否や勲等（功労の内容や大きさに応じた勲章の区分）等に関する審査を行っている。その後、閣議を経て、叙勲受章者が決定する。

実施機関では、候補者の推薦等に当たり、各省各庁や関係部局との総合的な連絡調整に関する事務を行っている。

(2) 一部開示決定について

審査請求人から開示請求のあった、「平成 28 年春の叙勲候補者及び事前協議者について」及び「平成 28 年春の叙勲候補者の推薦について（上申）【総務省】」について、平成 30 年 4 月 17 日付 30 政総秘第 73 号により、一部開示決定を行ったものである。

(3) 非開示理由について

ア 条例 7 条 2 号該当性について

本件対象文書である上記（2）記載の公文書には、特定個人の氏名、経歴、生年月日、年齢、事前協議事項に関する事、郵便番号、詳細な現住所及び所属党派等の情報が記載されている。これらの情報は、条例 7 条 2 号本文に該当する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと言える。

この点、叙勲制度は、国家や公共への長年の功労を国家が顕彰する制度であることから、特定個人が勲章を受章した際、条例で原則非開示とされる個人情報のうち、受章者の氏名及び現住所の一部等が内閣府賞勲局のホームページ等で慣行として公にされている。

しかしながら、特定個人の生年月日、栄典の受章環境について検討を要したという事前協議事項、郵便番号、詳細な現住所及び所属党派等は公にされておらず、同号ただし書イに該当しない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

よって、勲章受章者であっても、特定の個人を識別することができる情報のうち、慣行として公にされていない情報については、条例 7 条 2 号により非開示とした。

イ 条例 7 条 6 号該当性について

(ア) 枠及び候補者数の把握が可能となる情報について

春秋叙勲候補者の選考は、「勲章及び文化勲章各受章者の選考手続について」（昭和 53 年 6 月 20 日閣議了解）により実施されている。また、本閣議了解に基づき、要綱が定められている。これによれば、春秋叙勲は、毎回概ね 4,000 名の受章者を予定しており、「国家又は公共に対する功労のある者を選考し」、内閣総理大臣に推薦するものとされている。また、推薦に当たっては、候補者それぞれの功績の内容に着目し、各分野において広く功績の顕著な者を推薦することや公共的な業務に長年にわたり従事し、功労を積み重ねた者を推薦することが前提とされている。

都道府県知事は、要綱に基づき、多くの候補者の中から功績内容を精査し、各省各庁の長を通じて、内閣総理大臣に推薦している。その際、毎回の叙勲で各分野から広く功績顕著な者を表彰する関係上、推薦者数の枠が設定されている。

実施機関においては、国から設定された枠（実施機関から国へ推薦できる候補者数）に基づき、関係部局ごとの具体的な枠配分を設定し、関係部局に推薦を求めている。関係部局及び関係部局から推薦を求められる区市町村は、これを受けて、多くの候補者の功績内容等を調査及び検討するとともに、候補者を選考の上、実施機関に推薦し、実施機関は、関係部局から推薦のあった候補者を更に選考の上、国へ推薦している。仮に、国から設定される枠数を超えて、実施機関に推薦があった場合には、枠数を超えた候補者を補欠候補者として、国に推薦することとなる。

この点、上記（２）記載の公文書において、枠に関する情報や候補者数の把握が可能となる情報を公にすることで、実施機関、関係部局及び区市町村における候補者の推薦数が推測されるとともに、本件非開示情報と他の情報とを組み合わせることにより、受章に至らなかった候補者数や氏名等が推測され、受章に至らなかった理由等に関する様々な憶測を招くおそれがある。また、実施機関、関係部局及び区市町村という一連の推薦事務の流れにおいて、どの機関の時点で推薦に至らなかったのか等といった憶測を招くおそれもある。これらのことは、受章に至らなかった候補者の権利利益を害することにつながるとともに、受章に至らなかった候補者の名誉等が損なわれることにより、栄典制度そのものに対する信頼が損なわれかねず、今後の栄典事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。加えて、今後の推薦事務において、各機関が外部から将来にわたって、再度の推薦の圧力等の不当な干渉を招き、円滑な栄典事務の遂行に支障を及ぼす可能性にもつながると言える。

また、上記（２）記載の公文書において、枠に関する情報や候補者数の把握が可能となる情報を公にすることで、実施機関から関係部局への枠配分、各候補者が実施機関又は関係部局における枠の範囲内か否かといった点や推薦順位等が明らかになる。このことに伴い、実施機関における枠配分や実施機関、関係部局及び区市町村における候補者の選考等に関して、外部からの不当な干渉を受ける可能性が生じ、真に功績のある候補者の推薦や各機関での円滑な意見交換が妨げられるおそれがある。

さらに、実施機関においては、候補者の推薦に当たって、各候補者の功績を精査

し、真に功績顕著な候補者のみを推薦している。しかし、枠が公になることにより、都民及び国民に対して、栄典事務における候補者推薦は、枠を満たすことを前提に行っているのではないかという憶測を生じさせる可能性がある。このことは、栄典制度そのものや受章者の榮譽に対する一方的な憶測に基づいた情報が流布することにもつながることとなり、延いては、社会に対して国家及び公共の観点から評価されるべきものは何かを示すという栄典制度の役割を損なってしまう、栄典事務の適正な遂行に支障を及ぼしてしまう。

よって、枠及び候補者の把握が可能となる情報については、栄典事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例7条6号により非開示とした。

#### (イ) 推薦基準に関する情報について

春秋叙勲の推薦に当たり、都道府県知事は、多くの候補者の中から功績内容を精査し、各省各庁の長を通じて、内閣総理大臣に推薦をしている。また、各省各庁の長に推薦をする際は、各省各庁の長が定める推薦基準を目安としている。

この点、勲章の擬叙（功労の内容や大きさに応じた勲章の区分の目安）は、候補者の功績内容を精査し、総合的に決まるものであるが、上記（2）記載の公文書のうち、事前協議者数一覧表のうちの備考欄の一部、叙勲候補者一覧表のうちの換算年数、擬叙、申立及び格付といった推薦基準に関する情報が公になることにより、都民及び国民から勲章の擬叙は、候補者の功績内容ではなく、推薦基準に関する情報のみで機械的に決まっているという憶測を持たれるおそれがある。また、推薦基準に関する情報が公になることにより、本件対象文書に記載されている候補者と同様の経歴がある者には、同種の勲章が授与されるといった憶測が生じてしまうおそれがある。これらのことは、栄典制度そのものや受章者の榮譽に対する一方的な憶測に基づいた情報が流布することにもつながり、延いては、社会に対して国家及び公共の観点から評価されるべきものは何かを示すという栄典制度の役割を損なってしまう、栄典事務の適正な遂行に支障を及ぼしてしまう。加えて、多くの候補者の功績を精査し、真に功績顕著な候補者を推薦するという候補者選考の大前提が崩されてしまい、年数等の基準のみで候補者選考に臨んでしまうこと等も考えられることから、栄典事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

また、上記のとおり、実施機関、関係部局及び区市町村における候補者の推薦は、



それぞれの機関で各候補者の功績を精査し、真に功績顕著な候補者を選考するという形で実施されている。この点、推薦基準に関する情報が公になることにより、各機関での具体的な候補者の推薦に当たって、本件対象文書に記載された候補者と同様の経歴がある者の推薦を求められる等の外部からの不当な干渉を受けることが想定され、各機関における真に功績のある候補者の推薦が妨げられかねない。このことは、各機関における将来にわたる、栄典事務の適正な遂行に支障を及ぼしてしまうおそれがある。

よって、推薦基準に関する情報については、栄典事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例7条6号により非開示とした。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 7月31日	諮問
平成30年10月23日	新規概要説明（第193回第二部会）
平成30年11月20日	審議（第194回第二部会）
平成30年12月17日	実施機関から理由説明書收受
平成30年12月25日	実施機関から説明聴取（第195回第二部会）
平成31年 1月17日	審査請求人から意見書收受
平成31年 1月24日	審議（第196回第二部会）
令和 元年 5月10日	審議（第198回第二部会）

令和 元年 5月31日	審議（第199回第二部会）
-------------	---------------

## （2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 勲章制度について

生存者に対する勲章の授与は、昭和21年5月3日の閣議決定により一時停止されていたが、昭和38年7月12日の閣議決定により再開され、その第1回の叙勲（賜杯を含む。）は、昭和39年4月29日付けで、各界の功労者に対して授与された。その後、春秋叙勲として毎年2回、春は4月29日付けで、秋は11月3日付けで授与されている。

叙勲の候補者は、栄典に関する有識者の意見を聴いて内閣総理大臣により決定された要綱に基づき、各省各庁の長から推薦され、内閣府賞勲局において推薦された候補者について審査を行い、その後、閣議に諮った上で、受章者が決定される。

### イ 本件対象公文書について

本件審査請求に係る開示請求は、別表1に掲げる本件開示請求であり、実施機関は、本件開示請求に対し、平成27年9月29日付事務連絡「平成28年春の叙勲候補者及び事前協議者について」（以下「本件対象公文書1」という。）及び平成27年12月11日付27総総総第2359号「平成28年春の叙勲候補者の推薦について（上申）【総務省】」（以下「本件対象公文書2」という。）を対象公文書として特定し、別表2に掲げる本件非開示情報1から10までについて、それぞれ条例7条2号及び6号に該当することを理由として一部開示決定を行った。

### ウ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（第8号及び第9号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることに

より、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

#### エ 本件非開示部分の非開示情報該当性について

(ア) 本件一部開示決定について、審査請求人は、審査請求書等において、叙勲の推薦に係る公文書について個人情報として非開示にする必要はない、栄典事務の適正な遂行は全てオープンにしてこそ信頼を得られる旨主張する。これに対し実施機関は、外部からの不当な干渉を受ける可能性が生じ、功績ある候補者の推薦や各関係機関との円滑な意見交換が妨げられるおそれがあると説明する。

(イ) 本件非開示部分の非開示情報該当性について審査会が検討するに、本件非開示情報1には、叙勲候補予定者の氏名等の情報が職の種類ごとに記載されていることが、本件非開示情報4には、受章環境について検討を要する候補者に関する情報が記載されていることが、それぞれ確認された。

また、本件非開示情報6及び7には、叙勲候補者の氏名等が申立勲等ごとに記載されていることが、本件非開示情報8には、叙勲候補者の氏名、生年月日等が記載されていることが、本件非開示情報9には、叙勲（地方自治功労）候補者の氏名、生年月日等が記載されていることが、本件非開示情報10には、叙勲候補者の推薦順位及び氏名等が記載されていることが、それぞれ確認された。

本件対象公文書1及び2は、地方自治功労に係る叙勲候補者に関する情報を総務大臣宛て報告するために作成された文書で、推薦の基準を踏まえて実施した調査、検討等を経て、各区市町村が推薦した候補者の氏名、年齢、経歴等の情報が記載されており、叙勲候補者にとっての名誉、人格に関わる側面があると言える。

このような本件対象公文書1及び2のうち当該非開示部分を開示することとなると、候補者数の内訳や協議事項の項目ごとの人数など、各区市町村から推薦のあった候補者の取りまとめに関する実施機関における選考過程が明らかとなる。これに伴い、当該候補者を推薦した理由やこれとは別の同等の功績を有する者の推薦の可否について説明を求められるなどの対応を余儀なくされ、次年度以降の候補者の取りまとめに際し協議事項に該当する候補者の推薦をより慎重に検討しなければならないなど、今後の栄典に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると、実施機関の説明について、審査会においてこれを否定することはできない。

(ウ)ところで、本件非開示情報2を見分すると、「○推薦者の総数(単位:人)」には、「一類」のうちの「公選職」、「行政委員」及び「公務員」ごとの「基本枠」及び「補欠枠」並びに「小計」の欄が設けられており、これらと「二類」の列と併せて、「全体」、「うち都道府県」及び「うち市町村」の欄が3行にわたって設けられ、それぞれの行の「合計」を表す欄も設定されており、これらの部分の全てを非開示としていることが確認された。

また、「○事前協議者の状況(単位:人)」には、「協議事項」、「候補者数」、「提出資料」及び「備考」の欄が設けられており、このうち「候補者数」の列の全てを非開示としていることが確認された。

さらに、本件非開示情報5を見分すると、叙勲候補者として推薦されることとなった公選職、行政委員及び公務員ごとのⅠ類候補者、Ⅱ類候補者並びに合計について記載されていることが確認された。

そして、本件対象公文書1のうち当該非開示部分を開示することとなると、候補者数の内訳や協議事項の項目ごとの人数など、各区市町村から推薦のあった候補者の取りまとめに関する実施機関における選考過程が明らかとなる。これに伴い、当該候補者を推薦した理由やこれとは別の同等の功績を有する者の推薦の可否について説明を求められるなどの対応を余儀なくされ、次年度以降の候補者の取りまとめ

に際し協議事項に該当する候補者の推薦をより慎重に検討しなければならなくなるなど、今後の栄典に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとする実施機関の説明について、審査会においてこれを否定することはできない。

(エ) 本件非開示情報3を見分すると、現職候補者の推薦に関する内容が記載されていることが確認された。

叙勲候補者の推薦の依頼を受けた各区市町村においては、推薦の基準に沿って推薦者の検討を行うことが予定されており、本件非開示情報3を開示することとなると、当該推薦の基準に適う新たな者の推薦を求められるなどの対応を余儀なくされ、次年度以降の候補者の取りまとめに際し協議事項に該当する候補者の推薦をより慎重に検討しなければならなくなるなど、栄典に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとする実施機関の説明について、審査会においてこれを否定することはできない。

以上のとおり、本件非開示情報1から10までについて条例7条6号に該当し、妥当であると判断する。

なお、実施機関は、本件非開示情報1、4、及び6から9までについては、条例7条2号にも該当するとしているが、上記のとおり、これらの情報は同条6号に該当するものであるから、同条2号該当性を論ずるまでもない。

また、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、野口 貴公美、藤原 道子

別表1 本件開示請求

開示請求に係る公文書の件名又は内容
平成28年春の叙勲を元墨田区長が受章されていますが、受章に伴う、東京都知事が総務省（国）へ推薦された決定文書（決裁文書）。及び、元墨田区長分の総務省（国）宛て、送付文書（推薦・進達・内申の類の文書）。なお、決定文書及び送付文書に添付の功績調書・戸籍等の書類・文書・資料等は除く（不必要）

別表2 非開示とした部分及びその理由

(本件対象公文書1)	
平成27年9月29日付事務連絡「平成28年春の叙勲候補者及び事前協議者について」	
「平成28年春の叙勲候補予定者一覧（兼 政党調べ）」	
本件非開示情報1	「候補予定者氏名」、「役職（主要経歴）」、「生年月日」、「年齢」及び「備考」の各欄
	非開示とする理由 条例7条2号及び6号該当
「平成28年春の叙勲事前協議者数一覧表」	
本件非開示情報2	「○候補者の総数（単位：人）」のうち「全体」、「うち都道府県」及び「うち市町村」の各欄
	「○事前協議者の状況（単位：人）」のうち「候補者数」の欄
	非開示とする理由 条例7条6号該当
本件非開示情報3	「○事前協議者の状況（単位：人）」のうち「備考」の欄の一部
	非開示とする理由 条例7条6号該当
「栄典の受章環境について検討を要する候補者」	
本件非開示情報4	「番号」、「氏名」、「年齢」、「主要経歴」及び「事案」の各欄
	非開示とする理由 条例7条2号及び6号該当
(本件対象公文書2)	
平成27年12月11日付27総総総第2359号「平成28年春の叙勲候補者の推薦について（上申）【総務省】」	
鑑文	

本件非開示情報 5	I 類候補者（公選職、行政委員及び公務員ごとの内訳）、II 類候補者及び合計の部分
	非開示とする理由 条例 7 条 6 号該当
「平成28年春 叙勲候補者（総務省関係）」	
本件非開示情報 6	「擬叙」、「申立」、「功労概要」、「主要経歴」、「氏名」、「年齢」、「推薦部」及び「備考」の各欄並びに表中及び欄外の記載
	非開示とする理由 条例 7 条 2 号及び 6 号該当
「平成28年春の叙勲候補者一覧表（申立一覧表）」	
本件非開示情報 7	「都道府県名」、「番号」、「氏名」、「ふりがな（姓）」、「ふりがな（名）」、「年齢」、「性別」、「主要経歴」、「換算年数」、「擬叙」、「申立」、「折衝」、「備考」、「格付」、「郵便番号」及び「現住所」の各欄
	非開示とする理由 条例 7 条 2 号及び 6 号該当
「平成28年春叙勲候補者名簿」	
本件非開示情報 8	「番号 擬叙等」、「氏名・ふりがな・芸名等 生年月日・年齢・現住所」、「主要経歴（在職年月）」及び「備考 前叙・褒章等」の各欄
	非開示とする理由 条例 7 条 2 号及び 6 号
「平成28年春叙勲（地方自治功労）候補者【行政部関係】」	
本件非開示情報 9	表中記載の部分（「区市町村名」の欄の左側）、「区市町村名」、「氏名」、「ふりがな」、「生年月日」、「年齢」、「基準職」及び「所属党派」の各欄
	非開示とする理由 条例 7 条 2 号及び 6 号
「平成28年春の叙勲候補者の推薦について（総務省関係）」	
本件非開示情報 10	「推薦順位」、「氏名」、「年齢」及び「退職時の職」の各欄
	非開示とする理由 条例 7 条 6 号該当